

令和2年5月7日策定

令和3年3月8日改定

令和3年5月1日改定

寝屋川市新型コロナウイルス感染拡大防止のための 配食・買物支援サービス提供事業者募集要項

1 本事業について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの感染者及び感染の疑いがある方について、市が「自宅待機要請」を行うにあたり、市民の方が自宅待機中の食事や日常生活に困らないよう支援する。

2 サービス提供の概要

寝屋川市と後述するサービスを提供できる事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、サービス提供に係る単価に基づいた契約を締結した後に、新型コロナウイルスの感染者及び感染の疑いがある方のうち、市が配食・買物支援サービスを提供する必要があると認めた方（以下「利用者」という。）からの申し出の都度、市が、利用者の住所・氏名等必要事項を記載した発注書をサービス提供事業者へ送付し、受注確認後に事業者がサービスの提供を行う。

なお、サービス提供に係る費用については、市がサービス提供事業者へ委託料として支払う。

- (1) 配食サービス（利用者の費用負担なし。）
- (2) 買物支援サービス（日用品の商品代金は利用者負担となるため、後日、市が利用者に請求を行うため、サービス提供事業者は、利用者ごとの利用代金を管理し、レシート等の根拠資料を添付し、市に報告することを要する。）
- (3) 原則、配食及び買物支援の両サービスを提供できる事業者を募集する。ただし、両サービスの提供が難しい場合は、いずれかの応募も可能とする。

※ 利用者に対する案内については、両サービスが提供可能な事業者から案内する取扱いとする。

3 募集内容

利用者に対して、次のサービスを提供できる事業者を募集する。

また、感染防止の観点から、物品の受け渡し時等は利用者に接触することなく行うために必要な対応を講じることとする。

(1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) サービス提供日

原則として毎日（土曜日、日曜日及び祝日を含む）

(3) サービス提供にあたっての留意事項

《配食サービス》

- 昼食・夕食・翌朝の朝食の配送を1セットとする（単価：2,000円/日・人）。
- 午前中に昼食を、午後に夕食及び翌朝の朝食を利用者宅に届ける。
- 利用者と配達員の接触を避けるため、必ず使い捨て容器を使用し、配達方法は「玄関付近への置き配達」に限定する。
- 献立は、主食・主菜・副菜で構成し、栄養バランスの取れた内容とする。
- 原則として市が発注した翌日の昼食から配食を開始する。ただし、急を要する場合には市と協議の上、可能な限り速やかな配食に対応すること。

《買物支援サービス》

- 市の発注に応じて品物を購入し、利用者宅に届ける（単価：6,000円/回）。
- 購入後の返品等のトラブルがないよう、市からの発注後、利用者と十分に事前調整を行った上で品物を購入すること。
- 品物の購入に要した費用はサービス提供事業者が支払い、内容及び金額が記載されたレシートを保管し、後日、市に請求して同額の支払いを受ける。
（利用者への請求は、別途、市が行う）
- 原則として、一利用者につき最大4回までとする。
- 買物支援サービスの依頼を受けた品物について、翌日中に利用者宅に届けることを原則とする。ただし、急を要する場合には市と協議の上、可能な限り速やかな対応を行うこと。

※ 「配食サービス」又は「買物支援サービス」のいずれかのみでの応募も可能とするが、利用者に対しては、両サービスを提供可能な事業者から案内する取扱いとする。

※ その他詳細については「寝屋川市新型コロナウイルス感染拡大防止のための配食・買物支援サービス委託業務仕様書」に記載。

4 サービス提供事業者の資格要件

サービス提供事業者となる企業又は個人事業者等（以下「企業等」という。）は、以下の要件の1から10の全てを満たしている者とする。

【サービス提供事業者の要件】

1	提供するサービスに係る法令等を遵守していること。（食品衛生法の許可等）
2	個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
3	参加申請の日において、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）の規定に基づく指名停止の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
4	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）の規定に基づく入札参加除外の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
5	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
6	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
7	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
8	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
9	破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
10	納税義務を有する市区町村税の滞納がないこと。

※ ただし、上記の要件を満たす場合であっても、寝屋川市が適当でないと認めた場合は、サービス提供事業者として承認できません。

5 申込方法

本事業への参加を希望する企業等は、以下の提出書類を、郵送又は持参で寝屋川市（新型コロナウイルス感染症対策室）まで提出していただきますようお願いします。

【参加申請時の提出書類】

- ① 寝屋川市新型コロナウイルス感染拡大防止のための配食・買物支援サービス提供事業参加申請書
- ② 提供する食事の内容が分かるもの(パンフレット・献立表等)
- ③ 提供する献立例の写真又は画像データ
- ④ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（画像データも可）
- ⑤ 市区町村税の滞納がないことを確認するための書類
（完納証明書、滞納無証明書 等）

※ 収益事業を行わない任意団体等で、証明書が発行されないなど、提出が困難な場合は、この限りではありません。

- ⑥ 本事業に係る事業者内の個人情報の取扱い内容（体制）【フロー図等】

※ 個人情報を取り扱うスタッフの限定、宅配スタッフの限定、スタッフにSNS利用の禁止を行う等、個人情報に関する取扱いが示されている提案書等を想定しています。

- ⑦ 口座振替新規申請書
- ⑧ 寝屋川市暴力団排除条例に基づく誓約書

※ 提出書類①、⑦及び⑧については、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策室」からダウンロードできます。

※ 提出書類②、③、④は配食サービスに応募する場合のみ必要です。

6 募集期間

随時募集します。

※ ただし、事前の通知なく、募集を中止する場合があります。

7 サービス提供事業者の承認

寝屋川市は、申請内容を総合的に判断し、申請者がサービス提供事業者として適当であると認めるときは参加承認通知書、認められないときは参加不承認通知書により、申請者に通知します。

8 契約の締結について

寝屋川市から参加承認を受けたサービス提供事業者は、寝屋川市新型コロナウイルス

感染拡大防止のための配食・買物支援サービス委託契約を締結します。

9 サービスの提供について

別紙「寝屋川市新型コロナウイルス感染拡大防止のための配食・買物支援サービス委託業務仕様書」記載のとおり。

10 支払いに係る手続

サービス提供事業者は利用者へのサービス提供後、その日が属する月末に完了報告書を作成し、同完了報告書（買物支援サービスを提供した場合は、レシートを添付。）及び請求書を寝屋川市に提出してください。

寝屋川市は、その内容を確認し、適切と認めるときは、受領後 30 日以内に、サービス提供事業者に対して請求額をお支払いします。

11 個人情報の保護

サービス提供事業者は、この事業により取得した個人情報の取扱いについて、配食・買物支援サービスの提供以外の目的に使用することはできません（ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは厳禁。）。また、サービス提供事業者でなくなった後も同様です。

※なお、本事業は感染症患者等の個人情報を取り扱うことから、個人情報に特段の配慮を求めるとし、サービス提供に係る事業者内の個人情報の取扱い体制をフロー等により提示いただきます。

12 その他留意事項

- (1) 配食・買物支援サービスの提供にあたっては、仕様書記載の留意事項に十分留意してください。
- (2) その他、配食・買物支援サービスの内容等に関して、利用者からサービス提供事業者へ苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず寝屋川市に御報告をお願いいたします。

不明な点がございましたら、新型コロナウイルス感染症対策室まで御連絡ください。

【お問合せ先】

寝屋川市 健康部 新型コロナウイルス感染症対策室

〒572-0838 大阪府寝屋川市八坂町 28 番 3 号

TEL : 072-829-1210 (直通) FAX : 072-829-1247

E-mail: corona@city.neyagawa.osaka.jp